

平成18/19年(18年7月から19年6月までの1年間)の需要実績

1 需要実績の採り方

米の需要実績については、新米の出回る前の6月末在庫を起点とし、国内の生産量と在庫量の増減により、前年7月から当年6月までの1年間の期間をもって算出することを基本としています。

需要実績の算定の対象米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米であって、加工用米として生産された米穀を除いた米穀としています。

2 具体的な算出方法

民間流通米の需要実績と政府備蓄米の需要実績をそれぞれ算出し、これらを合算します。民間流通米の需要実績は、政府備蓄米以外の対象米穀の生産量と在庫数量の増減を基に算出し、政府備蓄米の需要実績は、政府備蓄米の主食用への販売数量とします(表 - 1)。

3 需要実績の活用

全国の需要実績を基に、全国ベースの2年後までの需要見通しを算出するとともに、各都道府県産米の需要実績を基に、都道府県産米ごとの2年後の需要見通しを算出します(都道府県産米ごとの需要見通しについては、需要実績の確定を踏まえ11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(以下「基本指針」という。)で公表します)。

4 全国ベースの需要実績

上記方法により算出した平成18/19年の需要実績(速報値)は表 - 2 のとおりです。

表 - 1 平成18/19年の需要実績の算出方法

$$\text{民間流通米の需要実績} = 18\text{年6月末在庫} + 18\text{年産米生産量} - 19\text{年6月末在庫}$$

1 生産量は、統計部公表の水稻収穫量から加工用米数量及び政府買入数量を控除した数量

2 6月末在庫には、旧登録卸売業者等が購入した政府備蓄米の在庫を含むが、区分保管された数量は含まない。

$$\text{政府備蓄米の需要実績} = 18\text{年7月から19年6月までの主食用の販売数量}$$

$$\text{需要実績} = +$$

表 - 2 平成18/19年の需要実績(速報値)

18/19年の需要実績の算出

(単位:千トン)

$$\text{民間流通米の需要実績} = 18\text{年6月末在庫} \\ 1,819$$

$$+ \text{ 水稻収穫量} \quad \text{加工用米} \\ 8,546 - 148$$

$$- \text{ 政府買入数量} \quad 19\text{年6月末在庫} \\ 254 - 1,835$$

$$= 8,127$$

$$\text{政府備蓄米の需要実績} = 18\text{年7月から19年6月までの主食用の販売数量} \\ 247$$

$$18/19\text{年需要実績} = \text{民間流通米需要実績} + \text{政府備蓄米需要実績} \\ (+) = 8,127 + 247$$

$$= 8,375$$

注: ラウンドの関係で計と一致しない場合がある。

5 都道府県産米の需要実績

4と同様の手法により算出した平成18/19年の各都道府県産米の需要実績（作況等に関する補正前のデータ）は表 - 3 のとおりです。

表 - 3 都道府県産米の需要実績(平成18/19年:速報値:作況等に関する補正前のデータ)

(単位:トン)

産地	18/19年需要実績	産地	18/19年需要実績
北海道	678,049	滋賀	184,069
青森	322,263	京都	83,282
岩手	310,689	大阪	31,608
宮城	385,560	兵庫	196,355
秋田	481,332	奈良	51,815
山形	383,601	和歌山	38,231
福島	404,353	鳥取	71,738
茨城	387,790	島根	98,073
栃木	330,596	岡山	183,925
群馬	96,072	広島	137,990
埼玉	173,706	山口	114,095
千葉	325,660	徳島	66,543
東京	805	香川	77,219
神奈川	16,123	愛媛	78,366
新潟	549,170	高知	61,964
富山	196,787	福岡	156,217
石川	132,065	佐賀	88,422
福井	142,044	長崎	50,335
山梨	30,520	熊本	190,995
長野	231,311	大分	104,926
岐阜	123,027	宮崎	101,383
静岡	94,345	鹿児島	115,310
愛知	161,634	沖縄	2,886
三重	153,484	全国	8,374,661

注：1) 需要実績の算定に当たり、産地の特定できない未検査米は全国ベースの需要実績に含め、都道府県別需要実績には含めないため、都道府県の積み上げと全国は一致しない。

2) 都道府県産米の需要実績については、現時点での6月末在庫調査に基づく速報値であるため、今後、在庫調査の確定に向けて産地、銘柄別在庫を精査することにより、変動する可能性がある。

全国ベースの平成19/20年及び20/21年の需要見通し(速報値)

平成19/20年（19年7月から20年6月までの1年間）及び20/21年（20年7月から21年6月までの1年間）の全国ベースの需要見通しについては、平成16年7月の基本指針において最近の米の消費量を踏まえ採用した手法により、8/9年以降の全国の需要実績を用いて、トレンド（回帰式）で算出することとし、その算定結果は図 - 1 及び表 - 1 のとおりです。

図 - 1 平成8/9～18/19年の全国の需要実績のデータによる算出方法

(単位:千トン)

年	X	
8/9	1	9,438
9/10	2	9,129
10/11	3	9,073
11/12	4	8,859
12/13	5	9,115
13/14	6	8,721
14/15	7	8,947
15/16	8	8,616
16/17	9	8,654
17/18	10	8,517
18/19	11	8,375
19/20	12	8,331
20/21	13	8,243

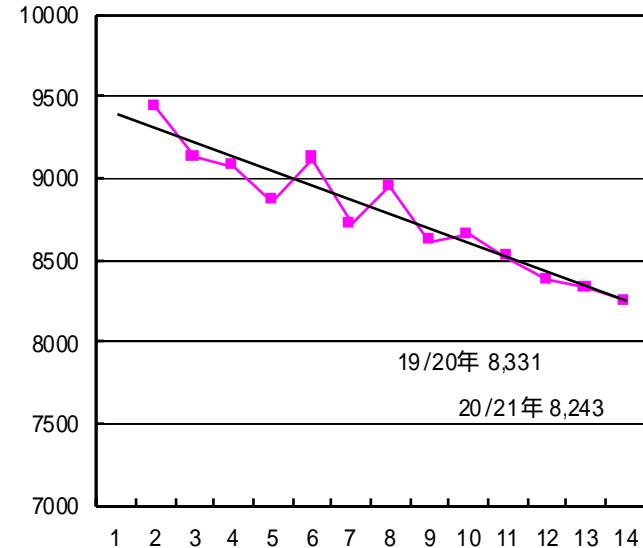


表 - 1 平成19/20年及び20/21年の需要見通し(速報値)

平成19/20年	833万トン
平成20/21年	824万トン

平成19/20年の需給見通し

- 1 平成19年6月末の在庫量は、6月末在庫調査対象者及び政府が保有する在庫量（速報値）です。
- 2 生産量は、昨年11月に策定した基本指針で設定した19年産米の全国の改定需要見通しです。
- 3 需要量は、前ページのにより算出したものです。
需要量については、経済動向等とも密接に関連することから、的確に予測し難い状況となっており、価格動向によっては、流通段階において相当量の在庫の取崩し又は積上げが生じる可能性があり、今後変動があり得ることに留意する必要があります。
- 4 19年7月から20年6月の間の政府備蓄米の売買については、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を19年産米の政府買入数量から減じることとします（備蓄運営ルール）。
この備蓄運営ルールを前提として、政府備蓄米の買入数量については、18年11月の基本指針において設定した40万トンとし、販売数量については、買入数量見合いで40万トンと仮置きしているところであり、今後、19年11月の基本指針において、19年産米の作柄に応じて必要な見直しを行うこととします。
- 5 20年6月末の在庫量は、前述の在庫量と需要量の見通しを基に算出した見通しであり、19年産米の作柄が概ね明らかとなる本年11月の基本指針において、必要な見直しを行います。

表 - 1 平成19/20年の主食用等の需給見通し

			(単位:万トン)
	全体需給	うち政府米	
平成19年6月末在庫量 A	261	77	
平成19年産米生産量 B	828	40	
供給量計 C=A+B	1,089	117	
需要量 D	833	40	
平成20年6月末在庫量 E=C-D	256	77	

平成19年産米以降の都道府県別の需要量に関する情報の算定の考え方

平成16年度からの米政策改革においては、生産調整目標面積の配分から生産目標数量の配分へ転換するとともに、激変緩和により営農の継続性にも一定の配慮をしつつ、需要に応じた米づくりを進めるため、都道府県別の生産目標数量の算定において、前年の配分実績等のウエイトを減らし、需要動向を反映した需要見通しのウエイトを10割に向けて高めてきたところです(表 - 1)。

こうした中、19年産米から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行し、国は需要量に関する情報を提供する方式に転換するとともに、19年産米以降の都道府県別の需要量に関する情報の算定の考え方については、18年7月の経営所得安定対策等実施要綱（農林水産省省議決定）及び18年11月の基本指針において、以下のとおり算定することが決定されています。

20年産米の算定に当たっても、この考え方を基本とすることとしています。

1 需要実績の採り方及び需要見通しのウエイト

各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウエイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定。

2 当年の需要見通しを上回って生産された数量の扱い

豊作その他の要因により各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除。

3 作況及び作付けに関する補正

(1) 需要見通しの算定に用いる需要実績のデータについては、

豊凶による変動の影響を極力排除し、計画的な営農に支障を来さないよう作況100の平年作であった場合の生産量に補正（作況に関する補正）。

(2) 都道府県別の需要量に関する情報（18年産米までは生産確定数量）を超えて生産された数量分については、需給調整の実効性を確保する観点から、当該生産分が需要実績に反映されないよう生産量を補正（作付けに関する補正）。

なお、16/17年以降について、生産量が都道府県別の需要量に関する情報を下回った場合については、産地として米以外の作物への転換を進め、その定着が進んでいる場合も想定されること等から、需要実績を補正（増加）させる措置は採らない。

表 - 1 16年産米からの需要見通しのウエイト等の経過

	需要見通しのウエイト	前年の配分実績ウエイト等 営農の継続性への配慮		
16年産米 生産目標数量	5割	4割 (前年配分実績)	1割 (転作率の平準化)	直近2カ年平均
17年産米 生産目標数量	6割	4割 (前年配分実績)	5中3	
18年産米 生産目標数量	9割	1割 (16年産米の政府買入数量、16年産米の 生産調整取組状況、前年配分実績)	6中4	
19年産米以降 需要量に関する 情報	10割		6中4	

図 - 1 19年産米以降の都道府県別の需要量に関する情報の算定手法

